



三重県公報

令和3年2月26日 (金)

第 186 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規 則			
34	職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事課)	2
35	調理師法施行細則の一部を改正する規則	(食品安全課)	7
36	製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	(同)	14
37	林業種苗法施行細則の一部を改正する規則	(森林・林業経営課)	22
病院事業庁管理規程			
3	三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	22
告 示			
123	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	23
124	土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(大気・水環境課)	23
125	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	23
126	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	25
127	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	26
128	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都市政策課)	27
129	同件	(同)	27
130	同件	(同)	27
131	同件	(同)	27
132	同件	(同)	28
133	同件	(同)	28
134	同件	(同)	28
135	同件	(同)	28
136	同件	(同)	29
137	同件	(同)	29
138	同件	(同)	29
139	同件	(同)	30
140	同件	(同)	30
141	同件	(同)	30
142	建築基準法の規定による都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の制限	(建築開発課)	30
公 告			
農用地利用配分計画の認可		(問い合わせ支援課)	31
基本測量が終了した旨の通知		(公共用地課)	31
公共測量を実施する旨の通知		(同)	31
都市計画区域の変更		(都市政策課)	32

規則

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をつゝに公布します。

令和三年一月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第三十四号

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和二十七年三重県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第二号様式までを次のように改める。

第1号様式（第7条、第9条関係）

旅 行 命 令 (依 賴) 書

旅命

備考 1 旅行命令等の変更又は取消しは朱書きすること。ただし、総務事務システム等により旅行命令書の作成を行う場合は、この限りでない。

2 氏名の欄、旅行者の確認の欄及び概算払精算書の欄に不足を生じる場合は、氏名の欄、旅行者の確認の欄及び概算払精算書の欄と同様のものを続紙として用いること。

3 任命権者は、必要に応じて記載事項の一部を変更することができる。

第2号様式(第9条関係)

精算・概算書求請費用旅

備考 1 旅費明細欄には不足を生じる場合は、旅費明細欄と同様のものを統紙として用いること。
2 旅費請求書は1回の旅行ごとに作成すること。ただし、総務事務システム等により旅費請求書の作成を行う場合は、この限りでない。
3 この旅費請求書は次に掲げるものとする。
イ 職員等の旅費に添付する書類は次のとおり別に定める。
ロ 参照書又は参考資料その他の必要と認める書類

第3号様式（第9条関係）

赴任旅費請求書（概算・精算）

様 請 求 額 円	請求者 所 属 名	職 名	職務の級 氏 名	請 求 理 由															
				採用又は転任の区分 採用又は転任年月日 赴任年月日 移転年月日 旧所属名 旧居住地 新居住地 転任後入る住宅の区分															
上記のとおり旅費を請求します。																			
上記の金額の領収方 に委任済であります。																			
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道 路程	運賃	急行 料金等	計	船 路程	運賃	特別 船室 料金等	計	車 路程	運賃	車 (航空・バス) 賃	貨物 (航空・バス) 賃	車 賃	宿泊 料	合 計
					km	円	円	円	km	円	円	円	km	円	円	円	夜	円	円
合 計																			
移転料	路 程 km	定 額 円	既 支 給 額 円	差 額 円	引 支 給 額 円	給 額 円	着 付 額 円	手 当 額 円	宿 泊 料	宿 泊 料	宿 泊 料	宿 泊 料	宿 泊 料	宿 泊 料	宿 泊 料	宿 泊 料	宿 泊 料	宿 泊 料	宿 泊 料
扶養親 族移転 料	区 分 12 才 以上 6 才 以上12才未 満 6 才 未 満 計	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人	人 員 人

摘要

(規格A4)

備考

- 1 請求理由欄には、該当事項のほか必要な事項を詳細に記入すること。
- 2 扶養親族移転料のみを請求する場合は、本人分の旅費を朱書すること。
- 3 旅費明細欄に不足を生じる場合は、明細欄と同様のものを続紙として用いること。
- 4 旅費の概算払を受けた者で精算の結果返納額を生じたときは、請求額欄に朱書すること。
- 5 この請求書に添付する書類は次に掲げるものとする。

イ 条例第22条に規定する移転料を請求する場合は、職員の移転を証明する書類及び扶養親族を移転する場合にはその旨を証明する書類

- ロ 条例第22条第3項又は規則第17条第1項第6号ただし書の規定に該当する場合は、その期間延長の承認書の写し
 ハ 職員が移転後入る住宅が借家又は借間等の場合で、条例第23条に規定する着後手当を請求する場合は、借受けを証明する書類
- 二 条例第24条に規定する扶養親族移転料を請求する場合は、赴任に伴い移転する扶養親族の氏名及び年齢並びにその移転を証明する書類

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の職員等の旅費に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第三十五号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

調理業務従事証明書

①受験者氏名		②生年月日	
--------	--	-------	--

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

③勤務施設名			
④勤務施設所在地	(電話番号 — — —)		
⑤施設の種類等	飲食店等の営業許可施設の場合はこちらを記入		給食施設の場合はこちらを記入
	営業許可の種類 (○をつける)	1. 飲食店営業 2. 魚介類販売業 3. そざい製造業 4. 複合型そざい製造業	施設の種類 (○をつける) 1. 寄宿舎 2. 学校 3. 病院 4. 事業所 5. 社会福祉施設 6. 介護老人保健施設 7. 矯正施設 8. 自衛隊 9. 給食センター 10. その他 ()
	許可年月日	提供回数・食数	
	許可保健所	開設年月日	
	許可番号	届出保健所	
		届出番号	
⑥施設が廃業している場合は、廃業年月日			
⑦調理業務の内容	※具体的な調理メニューを記載してください。 ※飲料調整、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造、製麺業務は、調理業務に含みません。		
⑧上記施設で調理業務に従事した期間			
⑨勤務日数及び時間 ※パート・アルバイトの場合			
⑩証明年月日			

⑪証明者	個人経営の場合はこちらを記入		個人経営以外の場合はこちらを記入
	住所		本社等所在地
	氏名		法人等名称
	施設名		役職及び 代表者氏名
	電話番号		電話番号
実印		登記印又は職印	

⑫証明者が『③の施設の経営者(施設長)』でない場合は、その理由(○をつける)	1. 従事者と経営者が同一人 2. 経営者が従事者の配偶者又は二親等内の血族 3. 施設が廃業している 4. その他 ()
--	---

- 備考 1 原則として施設の経営者(施設長)が証明すること。ただし、従事者と経営者が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって元の経営者がいない場合は、調理師会、所属団体等の長又は同業者が証明すること。
- 2 給食施設の開設年月日とは、学校、病院等の施設であって、多数人に対して食事を供給する施設として開始した年月日をいう。
- 3 虚偽の証明書を提出したことが判明した場合は、受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰される場合があります。

第四号様式から第七号様式までを次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

調理師名簿訂正・免許証書換交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 （電話 - - - -)
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

次のとおり変更したので関係書類を添えて
名簿の訂正
免許証の書換交付 を申請します。

	変 更 前	変 更 後
本籍地 (国籍)	都道府県	都道府県
ふりがな		
氏 名		
旧姓又は通称名の併記の希望		有・無
免許に記載の 旧姓又は通称名		
性 別	男・女	男・女

変更を生じた年 月 日	年 月 日
-------------------	-------

登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

備考

- 1 選択制の欄については、該当する方に○をつけること。
- 2 名簿の訂正の場合は、変更事項が確認できる戸籍抄本等を添付すること。
- 3 免許証の書換交付の場合は、調理師免許証を添付すること。
- 4 免許証の書換えにより旧姓等の併記を希望する場合は、旧姓等が確認できる戸籍謄本等を添付すること。
- 5 「免許に記載の旧姓又は通称名」については、変更前欄は免許に記載されている旧姓又は通称名を記載すること。変更後欄は免許に記載を希望する旧姓又は通称名を記載すること。

第5号様式（第6条関係）

調理師名簿登録消除申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - - -)
氏 名	
続 柄	

次のとおり名簿の登録を消除したいので、関係書類を添えて申請します。

登録者 の 本 籍 地 (国 籍)	都道府県
ふ り が な	
登録者 の 氏 名	
登録者 の 生 年 月 日	年 月 日
登 錄 番 号	第 号
登 錄 年 月 日	年 月 日

消 除 理 由 の生じた 年 月 日	年 月 日
消 除 理 由	死亡 失踪 その他 ()

備考 死亡又は失踪の宣告を受けしたことによる登録の消除申請の場合には、それを証する書類を提示すること。

第6号様式（第7条関係）

調理師免許証再交付申請書

年 月 日

三重県知事宛て

住 所	〒 (電話 - - -)
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

次のとおり免許証の再交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登 録 番 号	第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
ふ り が な	(氏)	(名)
氏 名		
旧姓又は通称名 (免許に併記されて いる場合のみ)		

申 請 理 由	破った · 汚した · 失った
---------	-----------------

備考 1 免許証を破り、又は汚した場合は、その免許証を添付すること。

2 選択制の欄については該当する方に○をつけること。

第7号様式（第8条関係）

調理師免許証返納書

年 月 日

三重県知事宛て

住 所	〒 (電話 - - -)
氏 名	

次により免許証を返納します。

本籍地 (国籍)	都道府県
ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

返納理由の生じた年月日	年 月 日
返納理由	

備考 調理師免許証を添付すること。

第八号様式中「吾」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は、令和二年六月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際に改正前の調理師法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の調理師法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に、旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和二年一月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第三十六号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十一年三重県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

菓子製造業従事証明書

①受験者氏名		②生年月日	
--------	--	-------	--

上記の者は、下記のとおり菓子製造の業務に従事したことを証明します。

③勤務施設名			
④勤務施設所在地	(電話番号 — —)		
⑤施設の許可	営業許可の種類		
	許可保健所		
	許可年月日		
	許可番号		
⑥施設が廃業している場合は、廃業年月日			
⑦菓子製造業務の内容 ※具体的なメニューを記載してください。			
⑧上記施設で菓子製造業務に従事した期間			
⑨勤務日数及び時間 ※パート・アルバイトの場合			

⑩証明年月日	
--------	--

⑪ 証明者	個人経営の場合はこちらを記入		法人経営の場合はこちらを記入	
	住所		本社等所在地	
	氏名		法人等名称	
	施設名		役職及び 代表者氏名	
	電話番号		電話番号	
	実印		登記印	

⑫証明者が『③の施設の経営者（施設長）』でない場合は、その理由（○をつける）	1. 従事者と経営者が同一人 2. 経営者が従事者の配偶者又は二親等内の血族 3. 施設が廃業している 4. その他（ ）
--	--

- 備考 1 原則として施設の経営者（施設長）が証明すること。ただし、従事者と経営者が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって元の経営者がいない場合は、組合等の長又は同業者が証明すること。
- 2 虚偽の証明書を提出したことが判明した場合は、受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰される場合があります。

第四号様式から第八号様式までを次のように改める。

第4号様式（第4条関係）

製菓衛生師免許申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

		本籍地 (国籍)	都道府県
住所	〒 (電話 - - -)		
ふりがな	(氏)	(名)	
氏名			
	(旧姓)		
通称名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女

製菓衛生師免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

製菓衛生師試験	合 格 年 月	年 月	
	実施都道府県名	合格番号	
免許の取消しの有無	有・無	(有のときは、その理由及び年月日)	

備考

- 1 製菓衛生師法施行規則第1条第2項に規定する書類を添付すること。
- 2 選択制の欄については、該当する方に○をつけること。
- 3 旧姓及び通称名の欄は、免許証への併記を希望する場合にのみ記載し、併記したい旧姓等が確認できる戸籍謄本等を添付すること。

証紙貼付

第5号様式（第5条関係）

製菓衛生師名簿訂正・免許証書換交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 （電話 - - -)
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

次のとおり変更したので関係書類を添えて
名簿の訂正
免許証の書換交付 を申請します。

	変 更 前	変 更 後
本籍地 (国籍)	都道府県	都道府県
ふりがな		
氏 名		
旧姓又は通称名の併記の希望		有 • 無
免許に記載の 旧姓又は通称名		
性 別	男 • 女	男 • 女

変更を生じた年 月 日	年 月 日
-------------------	-------

登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

備考

- 1 選択制の欄については、該当する方に○をつけること。
- 2 名簿の訂正の場合は、変更事項が確認できる戸籍抄本等を添付すること。
- 3 免許証の書換交付の場合は、調理師免許証を添付すること。
- 4 免許証の書換えにより旧姓等の併記を希望する場合は、旧姓等が確認できる戸籍謄本等を添付すること。
- 5 「免許に記載の旧姓又は通称名」については、変更前欄は免許に記載されている旧姓又は通称名を記載すること。変更後欄は免許に記載を希望する旧姓又は通称名を記載すること。

第6号様式（第6条関係）

製菓衛生師名簿登録消除申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - - -)
氏 名	
続 柄	

次のとおり名簿の登録を消除したいので、関係書類を添えて申請します。

登録者の本籍地 (国籍)	都道府県
ふりがな	
登録者の氏名	
登録者の生年月日	年 月 日
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

消除理由の生じた年月日	年 月 日
消除理由	死亡 失踪 その他()

備考 死亡又は失踪の宣告を受けたことによる登録の消除申請の場合には、それを証する書類を提示すること。

第7号様式（第7条関係）

製菓衛生師免許証再交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - - -)
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

次のとおり免許証の再交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登録番号	第 号	
登録年月日	年 月 日	
ふりがな	(氏)	(名)
氏 名		
旧姓又は通称名 (免許に併記されている場合のみ)		
申 請 理 由	破った • 汚した • 失った	

備考 1 免許証を破り、又は汚した場合は、その免許証を添付すること。

2 選択制の欄については該当する方に○をつけること。

第8号様式（第8条関係）

製菓衛生師免許証返納書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 （電話 - - - -)
氏 名	

次により免許証を返納します。

本 籍 地 (国 籍)	都道 府県
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

返 納 理 由 の生 じ た 年 月 日	年 月 日
返 納 理 由	

備考 製菓衛生師免許証を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置) この規則の施行の際に改正前の製薬衛生師法施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の製薬衛生師法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に、旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができます。

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第三十七号

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則(昭和四十六年三重県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第四号様式中「三重県知事 森」を「三重県知事 宛て」に改め、「④」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置) この規則の施行の際に三重県知事に対して提出されている改正前の林業種苗法施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づく申請書等は、改正後の林業種苗法施行細則に基づく申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができます。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和三年一月二十六日

三重県病院事業庁長 加藤和浩

三重県病院事業庁管理規程第二号

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍縁で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤務時間) 第十二条 (略)	(勤務時間) 第十二条 (略)
3 第一項の規定にかかわらず、勤務時間を変更する特別な事由があると事業庁長が認める病院事業職員の勤務時間は、事業庁長が別に定める。	3 第一項の規定にかかわらず、勤務時間及び休憩時間を変更する特別な事由があると事業庁長が認める病院事業職員の勤務時間及び休憩時間は、事業庁長が別に定める。
4 (略) 照表第2 (第12条関係) 一志病院 (1) (略)	4 (略) 照表第2 (第12条関係) 一志病院 (1) (略)

(2) 看護等業務に従事する者				(2) 看護等業務に従事する者			
部門	区分	始業時刻	終業時刻	部門	区分	始業時刻	終業時刻
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
病棟	(略)	(略)	(略)	病棟	(略)	(略)	(略)
変則 8		(略)	(略)	変則 8		(略)	(略)
変則 9		午後 4 時30分	午前 9 時15分				
(3) (略)				(3) (略)			

附 則

本規則は、令和3年2月1日から施行する。

告 示

三重県告示第 123 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 3 年 2 月 26 日

三重県知事 鈴木 英敬

医療機関の名称	所 在 地	医 師 氏 名	担当する障害分野
桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11	間宮 範人	肢体不自由 呼吸器機能障害
三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771	川西 佑典	肢体不自由
三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771	近藤 章	肢体不自由
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174	千代延 和貴	聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174	濱口 宣子	聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害

三重県告示第 124 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 3 年 2 月 26 日

三重県知事 鈴木 英敬

- 1 形質変更時要届出区域
桑名市多度町力尾字沢地 4027 番のうち一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類
ふつ素及びその化合物

三重県告示第 125 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4ヶ月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年2月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Fマート北楠店

四日市市楠町大字北五味塚字不納 1972 番 14 ほか 11 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称 ミスタートンカチ北楠店

所在地 四日市市楠町大字北五味塚字不納 1972 番 14 ほか 11 筆

(変更後)

名称 Fマート北楠店

所在地 四日市市楠町大字北五味塚字不納 1972 番 14 ほか 11 筆

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場	収容台数	位 置
駐車場（隔地）	74 台	縦覧による
合 計	74 台	

(変更後)

駐車場	収容台数	位 置
駐車場 1	23 台	縦覧による
駐車場 2（隔地）	55 台	縦覧による
合 計	78 台	

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社一号館	午前 10 時 00 分 (年 150 日は午前 9 時 30 分)	午後 7 時 00 分 (年 150 日は午前 7 時 30 分)

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社一号館	午前 9 時 00 分	午後 9 時 30 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	位置	駐車可能時間帯
駐車場（隔地）	縦覧による	24 時間

(変更後)

駐車場	位置	駐車可能時間帯
駐車場 1	縦覧による	午前 8 時 30 分から午後 10 時 00 分まで
駐車場 2（隔地）	縦覧による	

ウ 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場（隔地）	出入口 5箇所	縦覧による
合計	出入口 5箇所	

(変更後)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場 1	出入口 2箇所	縦覧による
駐車場 2（隔地）	出入口 5箇所	縦覧による
合計	出入口 7箇所	

3 変更年月日

2(1) 令和3年3月18日

2(2)及び(3) 令和3年10月6日

4 変更理由

2(1) 店舗名称の変更のため

2(2)及び(3) 店舗の営業形態の変更に伴う駐車場配置等の変更のため

5 届出の日

令和3年2月5日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年2月26日から同年6月28日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和3年2月26日

三重県知事 鈴木英敬

第1

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 四日市関線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市白木町字西大谷 1700番1地先内	旧	25.0～27.0	61.5
	新	25.0～42.0	61.5

第2

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 四日市関線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市関町白木一色字山田 646番8地先内	旧	23.0～23.5	42.5
	新	23.0～41.0	42.5

第3

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 四日市関線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市関町白木一色字山田 646番18地先内	旧	19.5～20.5	31.0
	新	19.5～28.5	31.0

第 4

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 四日市関線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市関町白木一色字石場 884 番 5 地先内	旧	14.0~21.5	34.5
	新	14.0~45.0	34.5

第 5

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 163 号
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市片田薬王寺町字渡瀬 927 番地先から 津市片田久保町字上出 401 番地先まで	旧	15.4~109.4	443.2
	新	15.2~36.4	443.2

第 6

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 須賀利港相賀停車場線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
尾鷲市須賀利町字株谷 331 番 5 地先から 尾鷲市須賀利町字俎場 535 番 1 地先まで	旧新	8.3~19.6	121.0
	新	6.6~18.4	140.0

第 7

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 311 号
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市波田須町字大平空菱子 58 番 20 地先内	旧	8.1~38.5	57.1
	新	8.1~8.2	57.1

第 8

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 小船紀宝線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町浅里字中道 2684 番地先内	旧	5.8~7.1	41.5
	新	6.4~13.2	41.5

三重県告示第 127 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 2 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	311 号	熊野市須野町字本道 51 番 22 地先内

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除

く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和3年2月26日

三重県告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年2月26日

三重県知事 鈴木英敬

1 都市計画の種類及び名称

桑名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県国土整備部都市政策課

三重県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年2月26日

三重県知事 鈴木英敬

1 都市計画の種類及び名称

四日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県国土整備部都市政策課

三重県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年2月26日

三重県知事 鈴木英敬

1 都市計画の種類及び名称

鈴鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県国土整備部都市政策課

三重県告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり

告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年2月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

いなべ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県国土整備部都市政策課

三重県告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年2月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

亀山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県国土整備部都市政策課

三重県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年2月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県国土整備部都市政策課

三重県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年2月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

松阪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県国土整備部都市政策課

三重県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年2月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
安濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
三重県国土整備部都市政策課
-

三重県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年2月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
多気都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
三重県国土整備部都市政策課
-

三重県告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年2月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
明和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
三重県国土整備部都市政策課
-

三重県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年2月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県国土整備部都市政策課

三重県告示第 139 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 2 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
松阪都市計画区域区分（船江・大塚町地区、天花寺テクノランド地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県国土整備部都市政策課

三重県告示第 140 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 2 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
いなべ都市計画道路
1・3・1 号東海環状自動車道
3・3・1 号東員大安線
3・5・2 号員弁大安線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県国土整備部都市政策課

三重県告示第 141 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 2 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画、四日市都市計画及びいなべ都市計画下水道
北勢沿岸流域下水道（北部処理区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県国土整備部都市政策課

三重県告示第 142 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の規定に基づき、いなべ都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域内における建築物に係る制限を次のように定め、公表の日から施行します。

なお、建築基準法の規定による都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の制限（平成 16 年三重県告示第 331 号）及び建築基準法の規定による都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の制限（平成 16 年三重県告示第 332 号）は、廃止します。

令和3年2月26日

三重県知事 鈴木英敬

地区名	面積	法第52条第1項 第7号の規定に基づく数値	法第53条第1項 第6号の規定に基づく数値	法第56条第1項 第1号による法別表第3(に)欄5の項に基づく数値	法第56条第1項第2号ニの規定に基づく数値
北勢町	1,321ha	10分の20	10分の7	1.5	2.5
上記を除く都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域	2,553ha	10分の20	10分の6	1.5	1.25
合計	3,874ha				

その関係図書は省略し、三重県国土整備部建築開発課、桑名建設事務所及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和3年2月26日

三重県知事 鈴木英敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
中岡 功	伊賀市	伊賀市市部森前2772
福田 大輔	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町上市木砂方3393
株式会社 オレンジアグリ	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町上市木杉ノ谷4292ほか2筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和3年2月26日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が令和3年1月31日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和3年2月26日

三重県知事 鈴木英敬

1 作業種類

基本測量（防災対策地域水準測量）

2 作業地域

尾鷲市、熊野市、度会郡大紀町及び北牟婁郡紀北町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、名張市長から通知がありました。

令和3年2月26日

三重県知事 鈴木英敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年2月15日から同年3月31日まで

3 作業地域

名張市百合が丘

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、北勢都市計画区域及び大安都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のように変更します。

令和3年2月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

1 都市計画区域の名称

いなべ都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

いなべ市

北勢町瀬木、北勢町麻生田、北勢町中山、北勢町治田外面、北勢町上笠田の全部

北勢町阿下喜

字 北河原、八反田、樋之口、上中河原、上惣作、下惣作、落合、西下陸、東下陸、塚原、八石、久保、町、覚正垣内、南垣内、町割、西別当、東別当、的場、二侯、下北田、上北田、谷坂、舞野、正邸、西広、八幡洞、木之実坂、宮之東、向川原、中川原、惣作の全部

字 下谷、茹萩の一部

北勢町飯倉

字 小林、藤木、野田、墓貝戸、向田、北之貝戸、上木畠の全部

北勢町下平

字 権現の全部

北勢町向平

字 権現の全部

北勢町京ヶ野新田

字 下周囲の全部

字 土井下 317番3～317番2、317番8～317番18、324番2～324番4、325番2～325番4、340番2～340番3、340番16～343番19

北勢町其原

字 天王、上垣内、下垣内、割林、外起、上新田、下新田、広上、莽田、広、下梶ヶ坂、梶ヶ坂、小河岸、元垣内、中島、小広、楚里の全部

北勢町大辻新田

字 下ノ切、大辻野の全部

字 上ノ切5番、9番、9番1の一部、10番、10番1の一部、19番1、19番3～19番16、19番18～19番35、29番3～29番4

北勢町南中津原

字 尾山、前鞆、藻田、下梶ヶ坂、上梶ヶ坂の全部

字 寺野 1350番～1407番、1418番1～1420番1

北勢町北中津原

字 藻田、広、梶ヶ坂、小広の全部

北勢町誠

字 広表、其原向の全部

北勢町平野新田

字 楚里、大下道西の全部

北勢町奥村

字 別名前の全部

北勢町麓村

字 丸切、東野、谷口、北野、岡森の全部

字 ハラ門 91番1～93番2、603番～614番3

北勢町東村

字 南野、中村、西大路、今村、上之方、神ヶ崎、南広、岡森、二本松、鶴ヶ下、竹之後、新貝、北川原、東川原、元新貝、小山、阿下喜前の全部

北勢町別名

字 岡森、東川原、元新貝、小山、殿田、新貝、カンナ垣内、前田、南沢、大北の全部

字 白口 232番～331番2、1245番～1314番

字 蔵下 408番1～448番5、1315番～1342番2

字 市之坂 709番1～724番2、731番2、734番1～736番4、737番1～739番3、739番5～739番8、739番12～763番3

字 北畠 787番1～798番4、1437番～1497番

北勢町垣内

字 小山、中小山、小山口、元新貝、北川原、石田、東川原、岡森、紙漉、権現、白口、前田、東垣内、

持光、西屋敷、千歳の全部

字 市之坂 745 番 2~746 番 1、746 番 3~813 番 1、813 番 3、815 番 1~1195 番 2、

字 二之坂 930 番 1~934 番 4、935 番 3、967 番、969 番 1~970 番 2

いなべ市

大安町梅戸、大安町南金井、大安町門前、大安町大井田、大安町石榑下、大安町平塚、大安町片樋、大安町丹生川久下、大安町丹生川中、大安町中央ヶ丘一丁目、大安町中央ヶ丘二丁目、大安町中央ヶ丘三丁目、大安町東一色、大安町大泉、大安町西方、大安町北金井、大安町南社、大安町長深、大安町麻生田の全部
大安町石榑北山

字 権上垣内、教正垣内、北田、源太、仲田、和正、前田、柿木、権現、樋口、下里、海道の全部
大安町石榑北

字 東風呂屋、京垣内、細瀬古、山城、大垣内、淵、東谷田、山崎、権現、堀川、西風呂屋、戦場田、北城、六反田、源太、寺尾、西寺尾、柿木の全部

字 忠内 1261 番~1263 番 2

大安町石榑南

字 東川原、西川原、野々田、細瀬古、南一色、東一色、北一色、西八幡、東八幡、総作、大坪、風呂屋、前田、出口、淵、山之田、地古田、大門、寺内、西石合、前林、大福、千坪、毛門下、山條、山畑、木戸口、東石合の全部

字 源太川 2572 番~2575 番

大安町宇賀

字 野籜、御畠、野田、瀬木田、栗林、南野、石田、中垣内、北垣内、北瀬古、御門、谷山、妙見渓、岩倉、西ヶ窪、樂之堂、久多羅木、薯蕷畠、杓子畠の全部

大安町丹生川上

字 入之谷、丁田、中島、大門、中街途、道下、南中之内、中之内、下街途、上街途、田中前、切口、剣場畠、五反田、梨本、天皇堂、堀越、井口、正法寺の全部

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>